

令和6年10月4日

農林水産大臣 小里 泰弘 殿

石川県農業法人協会
会長 井村 辰二郎
公益社団法人日本農業法人協会
会長 齋藤 一志

石川県能登地方における地震と豪雨による多重災害に関する緊急要望

石川県能登地方では去る9月21日から22日にかけて北陸地方に停滞した前線や低気圧の影響で令和6年能登半島地震（以下、「地震」という。）の被災地である輪島市や珠洲市、能登町では大雨特別警報が発表される等、記録的な大雨となり、川の氾濫や土砂災害が相次いで発生しました。

地震からようやく復旧した道路や水道などのインフラも再び通行止めとなり、断水や停電が相次ぎ発生したほか、通信が途絶えたままの地域もあります。農業のみならず被害の全貌は明らかになっていませんが、地震、そして今回の豪雨被害の影響は長期化・深刻化が懸念され、被災地へのさらなる強力な支援が必要です。

農業については、特に能登の基幹作物である水稻の収穫が豪雨の被災時点で約6割しか進んでおらず、水田・稲の被害も甚大です。

国においては、被災地が地震からの復旧途上の状況において、豪雨災害に見舞われた大変厳しい現状を踏まえ、地域農業の再開に向け、引き続き被災した農業者の生活と生業の再建に向けた対策など、被災地の実態に即した迅速かつきめ細やかな支援策を緊急に講じられるよう強く要望いたします。

記

1 生産の継続・再開に向けて

- (1) 被害を受けた河川や道路、橋梁、上下水道等のライフラインの迅速な復旧を図るとともに、次年度の営農再開に向け、土砂撤去などの応急復旧支援を速やかに講ずること。また、被災農地周辺の農地も含めた農業インフラの本復旧については、単なる現状復旧ではなく、強靱化を図るとともに、営農の省力化、効率化にも対応した復旧支援を講ずること。
- (2) 地震に係る国の支援メニューを活用して再建した農業機械・施設等が豪雨により再び被災している状況を踏まえ、今回の豪雨災害についても被災した農業機械・施設の再取得・修繕に対する補助率の嵩上げなど、地震と一体的かつ同水準の支援を講ずること。
- (3) 河川の氾濫・土砂崩れにより水田に土砂や瓦礫が流入している中、可能な限り収穫を進めているが、収穫済みの水田であっても来年の営農に向けた土づくりや均平化などが必要となる。このため、被災した水田等の生産力回復などについて、地震と一体的かつ同水準の支援を講ずること。
- (4) 再度の被災により、今後講じられる豪雨災害に対する支援事業の申請書類作成の遅延が懸念されることから、地震関連の各種支援事業と併せて申請期間の延長や追加募集など柔軟な対応を講ずること。
- (5) 中山間地域では、農地の災害復旧に所有者負担が生じると耕作放棄地化する可能性があるため、農業者の営農再開の断念につながらないように配慮すること。

2 経営の継続と安定化に向けて

- (1) 膨大な被害のため復旧工事に年月を要することから、数年間にわたり稲作を再開できない水田が多数生じることが懸念される。水田の荒廃を防止し、復旧後に稲作を安心して再開できるよう、例えば、水田活用直接支払交付金による地力増進作物の支援を復旧するまでの間可能とするなど、水田保全に係る支援を講ずること。
- (2) 地震被害から営農再開した農業者は、米価高騰により収入増加を見込んでいたが、相当な面積で収穫が困難な状況となり、生産意欲が大きく低下している。このため、農業共済の早期支払いや収入保険のつなぎ融資、制度資金の無利子化など、当面の資金繰りなどの支援を講ずること。
- (3) 被災した農業法人等の農業者が、一定期間、事業規模の縮小を余儀なくされることが懸念されるため、その間の従業員等の雇用維持や復旧・復興に向けた新たな雇用確保について、必要な支援策を講ずること。
- (4) 被災地における地震、豪雨による作付面積や収穫量の減少、米価高騰下における所得確保の機会損失等の営農実態を踏まえ、能登地方の農業者が、続けざまに生じる災害を機に離農・廃業を余儀なくされることがないように、意欲を持って、被災地における営農再開・継続が図られる必要がある。そのため、農業保険における補填金額の上乗せ、さらには、経営継続補助金や次期作支援など総合的な支援について、コロナ禍時と同等以上の特例措置を講ずること。

以上